

(公 印 省 略)
答 申 第 1 3 9 号
令 和 4 年 12 月 1 日

兵庫県教育委員会
教育長 藤 原 俊 平 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開・部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和3年12月24日付け諮問第4号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の合否判定資料等非公開・部分公開の件

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開・部分公開とした決定において、非公開とした部分のうち一部は公開すべきであるが、その余の部分非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の公開請求を行った。

- (1) 令和元年 9 月 30 日付け公開請求（以下「本件公開請求 1」という。）
- (2) 令和元年 10 月 3 日付け公開請求（以下「本件公開請求 2」という。）
- (3) 令和元年 10 月 4 日付け公開請求（以下「本件公開請求 3」という。）

2 実施機関の決定

令和元年 11 月 26 日、実施機関は本件公開請求 1 から 3 までについて、次のとおり決定処分を行った。

- (1) 本件公開請求 1 に対する公文書非公開決定処分（以下「本件処分 1」という。）
- (2) 本件公開請求 2 に対する公文書非公開決定処分（以下「本件処分 2」という。）
- (3) 本件公開請求 3 に対する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分 3」という。）

3 審査請求

令和元年 12 月 12 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条の規定により、本件処分 1 から 3 までを不服として、実施機関に対し、次のとおり審査請求を行った。

- (1) 本件処分 1 に対する審査請求（以下「本件審査請求 1」という。）
- (2) 本件処分 2 に対する審査請求（以下「本件審査請求 2」という。）
- (3) 本件処分 3 に対する審査請求（以下「本件審査請求 3」という。）

4 対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、別表に掲げ

る文書である。

5 諮問

令和3年12月24日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求1から3までについて諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求1から3までの理由等は、次のとおり要約される。

1 本件審査請求1から3までの趣旨

本件処分を取り消し、全面公開を求める。

2 本件審査請求1から3までの理由

- (1) 合否判定資料について、各試験分野が合格基準点に達しない場合、総合判定得点の如何にかかわらず不合格になることは実施要綱に明記されている。また、1次試験合格者の総合得点、筆記試験、集団面接試験のそれぞれの分野の最高点、最低点は公文書の公開請求が可能であるし、各試験分野の配点も実施要綱に掲載されている。よって合否判定資料を公開しても支障はきたさない。
- (2) 障害者特別選考について、実施要綱には、「一般の受験者に優先して試験内容は行われる」としている。障害者特別選考の方法に関し、その方法の中身が具体的に示されていないことは、表向きは実施しているように見せかけ、実際には障害者に対する配慮をせずに単に一般健常者と同一の選考をしている可能性を示唆している。
- (3) 一般的合否判定方法に関しては、実施要綱に「各試験の合格基準に達しない場合は、総合判定得点の如何にかかわらず不合格になります」と明記がある。障害者特別選考であるとしても、それに該当するものを公正・公平に開示すべきである。
- (4) 2次実技評価基準について、集団面接、個人面接、模擬授業の評定項目、評定方法は実施要綱に掲載されても支障はきたしていない。
- (5) 上記(1)から(4)までのことは、兵庫県教育委員会が自分たちにとって都合の悪い受験者たちを、意図的に改竄、捏造することによって合格基準点に達しないようにし、排除するために工作している。また、口利き、贈収賄、利権支配、馴れ合い、癒着等の不正な手段によって一部の受験者の採用に関し、忖度していることを意味している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分1から3までの理由は、次のとおり要約される。

1 兵庫県立学校教職員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）について

公立学校教職員は、全体の奉仕者たる教育公務員として、県民の教育に関する信託に応えられる多様な資質・能力を必要としている。したがって、採用に当たっては、これらの資質・能力をできるだけ正確に把握する必要があることから、筆答試験はもとより、面接試験、実験実技試験等と受験者に関する各種資料を総合的に判定し、教員としての十分な資質を持ち、教職に対する情熱にあふれ、人格的にも優れた人材の採用に努めている。

第1次選考試験では、一般教養及び教科専門の筆答試験、集団面接試験を行い、第2次選考試験では面接試験とともに、一部の校種・教科・科目にあっては実験実技試験を実施している。これらの成績と受験願書に記入した受験者のスポーツ活動や芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や資格等を総合的に判定し、採用予定数等を踏まえ適切な人数の合格者を決定している。

以上のように、選考試験は、競争試験以外の能力の実証に基づく試験である選考によって行っているため、各試験等の結果を合計することのみによって合否を決定しているわけではない。

2 本件対象公文書の非公開理由について

(1) 本件処分1について

ア 文書1及び文書2

文書1及び文書2は、教員採用試験の第1次選考試験及び第2次選考試験の選考の手順について記載された文書であり、審査請求人が公開を求める合格判定基準点とは、手順1及び手順2の記載部分と解される。

文書1及び文書2を公にすると、選考の手順に対して誤った認識を持ち、扱いが軽い(配点が低い)試験を軽視するなどの弊害が起こるおそれがある。

その結果、今後の選考試験の受験者の正確な能力の判定ができなくなり、適正な選考を行うことが困難になるおそれがある。

イ 文書1の一部、文書3及び文書4

文書1の一部、文書3及び文書4には、選考試験における障害者を対象とした特別選考の詳細な選考方法が記載されている。

これらの文書を公にすると、詳細な選考方法が明らかとなり、その内容に対応した受験技術を身につけた者がより有利になるなど、適正な選考を行う

ことが困難になる実質的なおそれがある。

ウ まとめ

したがって、文書1から4までについては、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号エに該当する。

(2) 本件処分2について

ア 文書5

文書5には、選考試験における高校英語の第2次選考試験の英語コミュニケーション能力テスト（以下「英語能力テスト」という。）の評定の観点（5項目）並びに観点ごとの評価の点数及び基準が記載されている。

選考試験の実施要綱において、英語能力テストの評定の観点等については一切公表していない。

文書5を公にすると、何が重視され、どう評価されるのかという具体的な基準が明らかとなり、評価の観点等の内容を踏まえた受験対策を講じることが可能となる。その結果、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になるおそれがある。

イ 文書6及び文書7の一部

文書6には、選考試験における英語能力テストの評定の基準点、最低基準等が記載されている。

文書7の一部（選考資料の部分）には、選考試験における第2次選考試験の模擬授業、個人面接試験および実技試験の点数化の方法等が記載されている。

これらの文書を公にすると、具体的な点数化の方法等が明らかとなり、その内容を踏まえた受験対策を講じることが可能となる。

その結果、今後の選考試験の受験者の正確な能力の判断ができなくなり、適正な選考を行うことが困難になるおそれがある。

ウ 文書7及び文書8

文書7及び文書8には、選考試験の第2次選考試験及び第1次選考試験の選考方法（選考資料と選考の手順に区分されている。）が記載されている。

このうち、文書7の選考資料の部分については、上記イで述べたとおり、公にすると、具体的な点数化の方法等が明らかとなり、その内容を踏まえた受験対策を講じることが可能となる。

一方、文書7及び文書8の選考の手順の部分については、本件処分1の文書1及び文書2と同様、上記(1)アで述べたように、公にすると、選考の手順に対して誤った認識を持ち、扱いが軽い（配点が低い）試験を軽視するなど

の弊害が起こるおそれがある。

その結果、今後の選考試験の受験者の正確な能力の判定ができなくなり、適正な選考を行うことが困難になるおそれがある。

エ 文書 8 の一部、文書 9 及び文書 10

これらの文書は、本件決定 1 で非公開とした文書 1 の一部、文書 3 及び文書 4 と同じ公文書である。

上記(1)イで述べたように、これらの文書を公にすると、詳細な選考方法が明らかとなり、その内容に対応した受験技術を身につけた者がより有利になるなど、適正な選考を行うことが困難になる実質的なおそれがある。

オ まとめ

したがって、文書 5 から文書 10 までについては、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 6 条第 6 号エに該当する。

カ 文書 11

文書 11 には、選考試験における障害者を対象とした特別選考の受験者数、採用者数等が記載されている。

本件処分 2 においては、文書 11 についても条例第 6 条第 6 号エに該当するとして非公開とした。

しかしながら、文部科学省において、各都道府県・指定都市等が実施した公立学校教員採用選考試験の実施状況及び実施方法について、毎年度調査し、その結果を公表しており、その中で、障害のある者の採用選考試験の実施状況を公表していることから、文書 11 を公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすような具体的なおそれは認められない。

したがって、文書 11 については、条例第 6 条第 6 号エに該当せず、公開することとする。

(3) 本件処分 3 について

文書 12 は、選考試験における高校能力テストの具体的な評価を記録する文書であり、このうち非公開とした部分は、評価の観点とその観点ごとに点数を記載する部分である。

選考試験の実施要綱において、英語能力テストの評価の観点等については一切公表していない。

当該部分を公にすると、評価の観点等の内容を踏まえた受験対策を講じることが可能となり、その結果、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になるおそれがある。

したがって、当該部分については、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号エに該当する。

3 結論

以上のとおり、本件処分2で非公開とした文書11については公開することとするが、文書11を除く公文書について実施機関が行った本件処分は、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書が一部を除いて条例第6条第6号エに該当するとして非公開・部分公開とする本件処分1から3までを行ったところ、審査請求人は、その全ての公開を求めている。

これに対して、実施機関は、本件審査請求1から3までを踏まえ、本件対象公文書の一部を公開したが、その余の部分については条例第6条第6号エに該当し、なお非公開とすべきとしていることから、その非公開部分の妥当性について、以下検討する。

2 非公開部分の非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第6号の該当性について

条例第6条第6号は、県の機関が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とすることを定めている。

ここでいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」については、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 文書1及び文書2について

文書1は第1次合否判定資料の第1次選考試験方法の選考の手順に係る部分及び文書2は第2次合否判定資料の第2次選考試験方法の選考の手順に係る部分である。

選考の手順を含む合否判定資料が公開されると、受験者は公開された内容と

合否結果を短絡的に結びつけてしまい、受験者が選考基準に対して誤った認識を持ち、選考基準に合致することだけを目的とした受験対策が行われるなどの弊害が起こるおそれがある。また、試験の合否結果そのものに不信を抱くことが懸念され、本県の選考試験の社会的評価にかかわる問題となり、ひいては県民の教育への信頼低下を招き、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。その結果、今後の教員採用選考試験の受験者の正確な能力の判定ができなくなり、適正な選考を行うことが困難になるおそれがある。したがって、これらの部分については、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号エに該当し、非公開とすることが妥当である。

(3) 文書1の一部、文書3及び文書4について

文書1の一部、文書3及び文書4は、いずれも合否判定資料のうち、障害者特別選考に関する部分である。

障害者特別選考の手順を含む合否判定資料が公開されると、受験者は公開された内容と合否結果を短絡的に結びつけてしまい、受験者が選考基準に対して誤った認識を持ち、選考基準に合致することだけを目的とした受験対策が行われるなどの弊害が起こるおそれがある。また、試験の合否結果そのものに不信を抱くことが懸念され、本県の選考試験の社会的評価にかかわる問題となり、ひいては県民の教育への信頼低下を招き、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。その結果、今後の教員採用選考試験の受験者の正確な能力の判定ができなくなり、適正な選考を行うことが困難になるおそれがある。したがって、これらの部分については、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号エに該当し、非公開とすることが妥当である。

(4) 文書5について

ア 文書5は第2次選考試験の英語能力テストの評価基準である。

審議会が見分したところ、評価の対象として何に着目するかをあらわす情報（以下「評価項目」という。）と評価する際の観点を個別具体的に記述した部分（以下「評価の観点」という。）及び評価点に関する情報の3つに分類することができる。

イ 評価項目について

当該部分は、既に公表されている問題から容易に類推できる情報、評価の対象として一般的に予想し得る情報であり、これを公開したからといって、実施機関のいう受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になるおそれがあるとまでは言い難い。

したがって、当該部分については、条例第6条第6号エには該当せず、公開すべきである。

ウ 評価の観点及び評価点について

評価の観点は、得点化がなじまないものを一定の数量をもって評価するための基準であり、評価点と一体化した情報である。

これらの部分を公開すると、何が重視され、どう評価されるかという具体的な評価の内容及び評価の配点が明らかとなるため、受験者がどのようにすれば高い評価が得られるかということを予測し、配点の高い内容を重視した偏った受験対策を取ることが可能となる。

したがって、これらの部分は受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になるおそれがあると認められることから、条例第6条第6号エに該当し、非公開とすることが妥当である。

(5) 文書6及び文書7の一部について

文書6には、選考試験における英語能力テストの評定の基準点、最低基準等が記載されており、文書7の一部には、第2次選考試験の選考資料として、模擬授業、個人面接試験及び実技試験のそれぞれの点数化の方法等が記載されている。

これらの部分を公開すると、何が重視され、どう評価されるかという具体的な評価の内容及び評価の配点が明らかとなるため、受験者がどのようにすれば高い評価が得られるかということを予測し、配点の高い内容を重視した偏った受験対策を取ることが可能となる。

したがって、これらの部分は受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になるおそれがあると認められることから、条例第6条第6号エに該当し、非公開とすることが妥当である。

(6) 文書7及び文書8について

文書7は、第2次選考試験の選考方法が記載された文書であり、文書8は、第1次選考の選考方法が記載された文書である。

審議会が見分したところ、文書7及び文書8には選考試験にかかる合格者の選考方法が詳細に記載されている。

実施機関は受験者の活動実績や資格等を総合的に考慮するなど、特色ある選考方法を採用しているが、このような任命権者の合理的な裁量が認められる選考方法の詳細を公開すると、教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なう実質的なおそれがあるものと認められる。また、当該文書は実施機関の特色ある選考方法を詳細に記載したものであり、その各項目及び内容は互いに関連し、一体性が強い情報であり、その一部を分離して公開すると、

かえって誤った憶測を招き、混乱や誤解が生じるおそれがあるものと認められる。これらのことから、当該文書に記載された情報は、その全体が公開すれば教員の採用という実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであって、条例第6条第6号エに該当し、非公開とすることが妥当である。

(7) 文書8の一部、文書9及び文書10について

文書8は文書1と、文書9は文書3と、文書10は文書4と同一の文書であり、(3)で示したとおり、非公開が妥当である。

(8) 文書12について

文書12は、第2次選考試験実技試験（中・高英語）の評価票である。

審議会が見分したところ、文書12の非公開部分には、評価の観点の各項目の内容及び各項目の配点が記載されている。

ア 評価の観点の各項目の内容について

当該部分は、(4)イの評価項目と同じ内容が記載されている。

したがって、当該部分については、条例第6条第6号エには該当せず、公開すべきである。

イ 各項目の配点について

当該部分は、(4)ウの評価点と同じ内容が記載されている。

したがって、当該部分については、条例第6条第6号エに該当し、非公開が妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件諮問は、本件審査請求から2年余りが経過してから行われている。

開示請求から諮問までに時間がかかりすぎると個人情報保護制度の趣旨が失われかねないため、今後は、実施機関において速やかな諮問手続が行われることを強く望む。

別 表

文 書	対象公文書（該当部分）
文書 1	第 1 次選考試験選考方法の選考の手順に係る部分
文書 2	第 2 次選考試験選考方法の選考の手順に係る部分
文書 3	障害者（特別選考）に係る部分
文書 4	障害者を対象とした特別選考に係る部分
文書 5	2 次実技評価基準（高校英語に係るもの）
文書 6	令和 2 年度教員採用試験 2 次試験における最低基準の設定について（高校英語に係るもの）
文書 7	第 2 次選考試験選考方法に係る部分
文書 8	第 1 次選考試験選考方法に係る部分
文書 9	障害者（特別選考）に係る部分
文書 10	障害者を対象とした特別選考に係る部分
文書 11	障害のある者の教員採用状況
文書 12	第 2 次選考試験実技試験（中・高英語）評価票

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和3年12月24日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和4年1月27日 第1部会(第77回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和4年10月11日 第1部会(第85回)	・ 審議
令和4年11月14日 第1部会(第86回)	・ 審議
令和4年12月1日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 大 山 潤一郎 (令和4年6月30日まで)

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 中 本 浩 一 (令和4年7月1日から)

委 員 西 片 和 代